

瑞穂町後援名義使用承認事務取扱要綱

〔平成12年9月1日〕
告示第120号

(目的)

第1条 この要綱は、瑞穂町（以下「町」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(後援の基準)

第2条 町が後援する事業は、教育、芸術、芸能、学術、文化及びスポーツの向上に寄与すると認められる事業であって、次の各号のいずれの要件も満たすものでなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 公益性があること。
- (2) 事業の対象が町民全体又は相当な範囲のものを対象とすること。
- (3) 開催場所が西多摩地域又は近隣自治体（武蔵村山市、立川市又は昭島市）であること。
- (4) 町教育委員会の後援名義を受けていない事業又は受ける予定がない事業であること。

2 前項の事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 官公庁及びこれに準ずる団体
- (2) 社会教育関係団体
- (3) 公益法人及びこれに類する団体
- (4) 前3号に掲げる団体のほか、町長が特に認める団体

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる場合は、町は後援しないものとする。

- (1) 町行政の運営に関する一般方針に反するもの
- (2) 営利的意図をもって企画されたものを含む営利活動、政治活動又は宗教活動と認められるもの

- (3) 入場料その他これに類するものを徴収するもの。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合のその額は、当該事業の運営に係る経費に対し、必要最小限で、かつ適正な範囲の額でなければならない。
- (4) 主催者の存在が明確でないもの
- (5) 主催者の事業計画が不十分なもの及び事務遂行能力が不十分と判断されるもの
- (6) 開催場所が不適當なもの及び騒音、公衆衛生、災害防止等の対策が不十分なもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 町の名譽を毀損し、又は信用を失墜させるもの
- (9) 青少年の健全育成を阻害するもの
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）と関係があると認められるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が後援することを不適當と認めるもの

4 既に実施した後援事業で、当該後援事業に係る第4条に規定する条件として付したもののうち履行しなかったものがあるときは、当該後援事業を実施した目的に対しては当分の間、新たな後援はしないものとする。

（申請の手續）

第3条 事業を行う団体等が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1月前までに、町へ提出しなければならない。

（承認の条件及び範囲）

第4条 町は、前条の申請について後援名義を承認したときは、次に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を、当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援の内容は、プログラム、ポスター等への名義の掲載を原則とすること。
- (2) 後援名義の使用承認期間は、承認した日から当該後援名義に係る事業の終了までとし、長期にわたるものは2月を限度とす

ること。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

- (3) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認すること。
- (4) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を町に提出すること。
- (5) 事業の実施に関し発生した事故等については、町は一切の責任を負わないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めること。
(承認事項の変更)

第5条 後援名義使用の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、その事業の内容を変更する場合には、速やかに後援名義承認事項変更申請書（様式第3号）を町に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 町は、前項の申請について変更を承認したときは、後援名義承認事項変更承認書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(承認の取消し)

第6条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。
- (6) 町の指示に従わないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による承認の取消しによって団体等に生じた損害については、町は、その責めを負わない。

(実績報告)

第7条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第6号）を町に提出しなければならない。

(決定区分)

第8条 名義使用の使用承認は、関係課長の合議を経て町長が決定し、結果を町に報告するものとする。

(事務処理)

第9条 後援名義使用承認の事務は、事業内容の関連が最も深い課係が行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月25日告示第159号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の瑞穂町後援名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以後にあった申請について適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。